

「豊田」ナンバーの創設を求める意見書

景気低迷の長期化、グローバル化の進展、少子・高齢化、我が国の再生をかけた構造改革の推進など、社会経済環境は急激に変化しており、激変する時代の流れを的確に捉え、地域資源を有効に活用し、地域ぐるみでまちづくりを進め、地域の活性化を図っていく必要がある。

歴史的に深いつながりを持ち、通勤・通学、買い物など日常生活圏の一体化が進んできた豊田市、藤岡町、小原村、足助町、下山村、旭町、稲武町の7市町村は、行政基盤の強化と効率化、行政経営能力の向上を図り、一体的なまちづくりを進めるため、市町村合併に向けた協議を進めてきた。

このような状況の中、平成16年11月30日に国土交通省から「新たな地域名表示ナンバープレートの導入について」の要綱が示され、地域振興や観光振興の観点から、自動車検査登録事務所の有無に関わらず、新たな地域名表示を認めることとされた。

合併後の面積は918.47km²で、愛知県の17.8%を占めることとなり、都市と農山村の共生をキーワードとしてまちづくりを進める広域の新豊田市にとって、「豊田」ナンバーを創設することは、新市40万市民の一体感を醸成し、「わが街豊田」への愛着を高めるとともに、走る広告塔として豊田市の名を全国に発信し、都市のイメージを向上させる効果が期待される。さらに、新市の優れた地域資源を活用した地域づくりを進める上で絶好のPR機能を有することで、地域活性化や観光振興の起爆剤として非常に大きな役割を果たすものと期待される。

よって、国におかれては、豊田加茂1市4町2村の切なる願いである「豊田」ナンバー創設を早期に実現されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年3月22日

豊 田 市 議 会

国土交通大臣 様